

年末年始の休日変更について

1 現状

芽室町の休日を定める条例（平成3年2月1日条例第1号）※抜粋

（芽室町の休日）

第1条 次の各号に掲げる日は、芽室町の休日とし、芽室町の機関の執務は、原則として行わないものとする。

（1）週休日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）12月31日から翌年の1月5日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 課題

（1）国及び北海道（以下「国等」という。）並びに十勝管内では帯広市・幕別町・池田町の年末年始の休日について、12月29日から1月3日までと定めているため行政機関の間でズレが生じている。

（2）民間企業は国等の休日に合わせているところが多く、町内の金融機関や郵便局等も同じ期間を年末年始の休日期間としている。

（3）過去には、週休日と重なることで長期間閉庁となり国等へ出す書類の発行や手続きができない等の不満が寄せられている。（ホットボイス：H29.12・H28.10）

（4）民間企業に勤める子育て世帯で町立保育所に通園している世帯は、仕事が始まる日に保育所が休みなので預け先がない等の不都合が生じる。

（5）行政事務についても、国等が年末年始に入る時期に芽室町は開庁していて、公務開始の日にまだ閉庁していることで、報告事務や連絡調整等に不便さがある。

※参考

現行の定めでは、令和5年度の年末年始は国等が通常通り6日間の休日に対し、芽室町は週休日の影響で10日間の休日となるため、住民サービスの停滞が想定される。

年度	12/31～1/5（改正前）	12/29～1/3（改正後）
R3	12/31（金）～1/5（水） 6日間	12/29（水）～1/3（月） 6日間
R4	12/31（土）～1/5（木） 6日間	12/29（木）～1/3（火） 6日間
R5	12/30（土）～1/8（月） 10日間	12/29（金）～1/3（水） 6日間

3 実施内容及び時期

以上のことから、芽室町の年末年始に係る休日を現行の「12月31日から翌年の1月5日までの日」から「12月29日から翌年の1月3日までの日」に改正し、実施時期については、令和3年度からの運用を目指す。